奈良県告示第四百七号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八条第一項の規定により適用される土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、天理市岩室農住組合から次のとおり天理市岩室農住土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　換地処分の年月日

平成二十年二月七日

二　換地処分の内容

平成二十年二月六日付け奈良県指令都計第三百六十六号をもって認可した換地計画のとおり